

ビオトープ管理士[®]資格試験
一部免除認定校
認定申請の手引き

—— 一部免除認定校の学生・卒業生の受験 ——



公益財団法人

日本生態系協会

ECOSYSTEM CONSERVATION SOCIETY - JAPAN

ビオトープ管理士資格試験には、試験の一部を免除する制度が3つあります。(詳しくは『ビオトープ管理士資格試験 受験の手引き』10ページ以降をご覧ください。)

他部門受験 (1級・2級)

筆記試験合格者の再受験 (1級のみ)

一部免除認定校の学生・卒業生の受験 (2級のみ)

そのうち、『一部免除認定校の学生・卒業生の受験』[※]については、以下のとおりに運営されます。

※以下、『一部免除認定校の学生・卒業生の受験』は『本制度』と表記します。

本制度の受験者への適用について

適用後の試験の内容

2級ビオトープ計画管理士、2級ビオトープ施工管理士の筆記試験において、各試験科目で択一問題の半数が免除されます。

すなわち、解答しなければならない問題は、共通科目の択一問題は3科目それぞれにつき5問ずつの計15問、専門科目の択一問題は10問、それと小論文1問となります。

解答しなければならない問題は指定されており、問題用紙は通常受験や他部門受験のものとは異なります。

なお、解答にあてられる時間の枠は、通常受験のそれと同じく、2時間30分です。

2級の筆記試験

| | 通常受験 | 他部門受験 | 一部免除認定校の学生・卒業生の受験 |
|----------------------------------|--|---|---|
| 9:50までに着席 試験時間 10:00~12:30 | 択一問題 50問 共通科目 30問 (生態学 10問 ビオトープ論 10問 環境関連法 10問) 専門科目 20問 (計画部門 20問 または 施工部門 20問 (受験する部門による)) 小論文 1問 | 択一問題 20問 専門科目 20問 (計画部門 20問 または 施工部門 20問 (受験する部門による)) (共通科目は免除) 小論文 1問 | 択一問題 25問 共通科目 15問 (生態学 5問 ビオトープ論 5問 環境関連法 5問) 専門科目 10問 (計画部門 10問 または 施工部門 10問 (受験する部門による)) 小論文 1問 |

合格基準

択一問題の合格基準は、各科目(生態学・ビオトープ論・環境関連法と、計画部門または施工部門)それぞれについて、正解が60%以上であることとします。つまり、解答しなければならない問の数が5問の生態学、ビオトープ論、環境関連法はそれぞれ3問以上、10問の専門科目は6問以上の正解が必要です。択一問題の合格基準を全て満たした方について、小論文の内容を確認・評価します。

小論文の合格基準は「可」の評価を得ることで、ビオトープ管理士として考え方や行動が適切な場合は「可」、そうでない場合は「不可」と評価されます。

以上、択一問題と小論文の全ての合格基準を満たした方が、合格となります。※

※合格後に所定の書類を提出していただき、問題がなければビオトープ管理士として「認証」されます。

適用するための条件

以下①～③の3つの条件をすべて満たす場合に適用されます。

なお、本制度を適用して受験する場合の、受験申込手続きやその際に必要とされる書類については、受験する年度の『ビオトープ管理士資格試験 受験の手引き』に従ってください。

① **2級ビオトープ計画管理士または2級ビオトープ施工管理士の受験者であること。**

1級の受験者には適用されません。計画部門と施工部門のどちらの試験で免除されるかは、学校が受けている認定内容により異なります。

② **(公財)日本生態系協会が認定した「一部免除認定校」の所定の学部・学科の学生か、卒業生(ただし卒業後5年未満)であること。**

当協会が認定した「一部免除認定校」の、所定の学部・学科の学生に適用されます。卒業生には、卒業した日から受験申込日までの期間が5年未満の方で適用されます。

一部免除認定校は、当協会の公式サイトにある「ビオトープ管理士資格試験」のページでご確認ください。

③ **「履修状況申告書」に挙げられた全ての授業について、履修済み(単位を取得したことを意味する)であるか、受験する年度内にその見込みがあること。**

一部免除認定校に指定された学校(学部・学科)ごとに用意されている「履修状況申告書」に挙げられた全ての授業について、受験申込の時点ですでに履修済み(単位を取得している)であるか、受験する年度内にその見込み(以下「履修済みの見込み」)がある方に適用されます。

なお、「履修済みの見込み」とは、以下のような場合を指します。

（受験申込の時点では「履修状況申告書」に挙げられた全ての授業の履修が終わっていないが、受験する年度内にその見込みがある場合。たとえば、受験申込の時点では履修中であつたり、後期のカリキュラムで履修する予定の場合など。

受験申込関係書類

受験申込関係書類のひとつとして、必要事項を記入した「履修状況申告書」が必要です。「履修状況申告書」は、一部免除認定校に指定された学校(学部・学科)ごとに用意されていますので、受験者は各自、公式サイトにある「ビオトープ管理士資格試験」のページでダウンロードしてください。



公益財団法人

日本生態系協会

「ビオトープ管理士」で検索

<http://www.biotop-kanrishi.org>

合格後の手続き

筆記試験に合格後、あらためて、学校が発行した授業の履修を証明する書類(履修証明書や成績証明書など)を住民票とともにお送りいただき、当事務局で内容を確認して問題がなければ、認証書が送られます。

この制度を適用して筆記試験に合格しても、履修(単位の取得)が済んでいない、履修していないなどの適用条件を満たしていないことが発覚した場合や、「履修済みの見込み」として受験したものの予定していた授業の単位を取得できなかった場合は、受験者本人の責任において、遡って合格が取り消され、ビオトープ管理士としても認証されませんので、ご注意ください。

なお、「履修状況申告書」について、受験申込の段階で特段受験者本人に確認することはありません。履修(単位の取得)が必要な授業で単位が全て取得されているか(年度内に取得できる見込みがあるか)、記入漏れがないかなど、よく確認してください。

一部免除認定校の認定申請と審査について

学生や卒業生が本制度を適用するためには、学校(あるいは学部、学科など)が一部免除認定校として当協会から認定されていることが必要です。以下はその手続の流れです。

認定申請に必要な書類

学校が一部免除認定校の認定申請をする際には、以下①～④の4種類の「認定申請に必要な書類」をセットとして、1部、協会のピオトープ管理士係までお送りください。

- ① ピオトープ管理士資格試験一部免除認定校 認定申請書 [書式1]
- ② 試験科目に対応する授業の一覧表 [書式2]
- ③ 各授業のシラバス
- ④ 試験科目『環境関連法』で取り扱われる法律と授業の対応表 [書式3]

①(書式1)、②(書式2)、④(書式3)は、当協会の公式サイトでExcel ファイルをダウンロードすることができます。③のシラバスは、該当する授業のものをご用意ください。

以下は、各書類の詳細です。

① ピオトープ管理士資格試験一部免除認定校 認定申請書 [書式1]

1. 一部免除の認定を受けたい部門

2級ピオトープ計画管理士と2級ピオトープ施工管理士のいずれか、または両方を選び、 に○印を記してください。ただし、授業の内容によっては、当初のご希望どおりの認定とならない場合がありますので、予めご了承ください。

2. 一部免除の認定を受けたい学校・学部・学科名

認定を受けたい学校・学部・学科名を記入してください。認定後は、ここに記された学校・学部・学科名の学生・卒業生について、筆記試験の一部が免除されます。

3. 所在地 等

学校の所在地、電話番号、FAX番号を記入してください。

4. 担当者および連絡先

認定申請に関して担当される方の氏名、書類等の送付先の住所、電話番号、FAX番号、メールアドレスを記入してください。これらが記載されているものならば、名刺を貼付するかたちでも構いません。

5. 添付書類の確認

認定申請書に添付しなければならない書類です。 に○印を記し、書類が揃っているかどうかご確認ください。

6. 申請年月日、申請責任者の氏名・印

申請年月日と、代表者(学長・学部長などの責任者、ただし学科長以上)の氏名を記入し、公印を押してください。

② 試験科目に対応する授業の一覧表 [書式2]

ビオトープ管理士資格試験の各試験科目の内容をカバーする、学校の授業の一覧です。授業名と、授業の開設年度を記入してください。

「生態学」、「ビオトープ論」、「環境関連法」には、少なくとも1つ以上の授業をあててください。専門科目である「計画部門」、「施工部門」は、認定を受けようとする部門(書式1)の「1.一部免除の認定を受けたい部門」で選択した部門)について、少なくとも1つ以上の授業をあててください。

ここでは、あてられた授業によって各試験科目の内容がカバーされているかどうかを確認します(単位数は問題とされません)。公式サイトで見られる2級の過去問題や、『改訂版 ビオトープ管理士資格試験 公式テキスト』(日本能率協会マネジメントセンター刊)の範囲、深さを目安としてください。※1 概要は下の説明をご参照ください。

なお、ひとつの授業で試験科目の内容をカバーできない場合は、複数の授業をあててください。逆に、ひとつの授業で複数の試験科目の内容をカバーできる場合は、同じ授業を複数の試験科目にあてても構いません。

共通科目 … ビオトープ計画管理士(計画部門)、ビオトープ施工管理士(施工部門)のどちらで申請するかを問わず、3つの試験科目それぞれについて、内容をカバーできる授業をあててください。

生態学 生態系の構成要素、機能、生物と環境の間の相互作用等に関する事項を取り扱う授業をあてます。いわば、基礎的な生態学から保全生態学的内容までを含みます。

ビオトープ論 ビオトープの理念(ビオトープの定義からビオトープネットワークの概念まで含む)や、ビオトープの保護の考え方、その方法等に関する事項を取り扱う授業をあてます。

環境関連法 自然環境および野生生物の保護等に関する法制度(専門科目の範囲外)^{※2}を取り扱う授業をあてます。
なお、「④試験科目『環境関連法』で取り扱われる法律と授業の対応表[書式3]に記載する授業と、「②試験科目に対応する授業の一覧表[書式2]」の環境関連法の欄に記載する授業は、漏れの無いよう一致させてください。

専門科目 … ビオトープ計画管理士(計画部門)で申請する場合は「計画部門」に、ビオトープ施工管理士(施工部門)で申請する場合は「施工部門」に、内容をカバーできる授業をあててください。両方とも認定をうけるよう申請する場合は、両方ともに授業をあててください。

計画部門 都市計画や農村計画、地域計画、国土全体の土地利用計画等において、特に自然生態系の保護・保全、復元、創出を目的とした場合の構想、計画、設計等に関する事項と、それらに関する法制度について取り扱う授業をあてます。端的に言うと、まちづくり全般です。 ※3

施工部門 河川や止水域、海岸、道路、農地、公園、里山、森林、庭等において、野生生物の生息空間を保護・保全、復元、創出する際の設計・施工全般に関する知識・技術と、それらに関する法制度について取り扱う授業をあてます。端的に言うと、より土木や造園的な事柄に近いもの、あるいはそれそのものです。 ※3

※1 筆記試験では、同じ(近い)題材を扱うものであっても、設問内容や出題意図により、異なった科目で出題される場合があります。たとえば、同じ「学校・園庭ビオトープ」に関する問いであっても、ビオトープ論で出題されるものもあれば、施工部門で出題されるものもあります。

※2 法制度に関する問題は原則として、都市計画や農村計画に直接関係するものは「計画部門」で、土木や造園に直接関係するものは「施工部門」で、それらを除く法制度全般が「環境関連法」で出題されます。ただし、書式3においては、「計画部門」「施工部門」との関係が強い法律も取り扱います。

※3 筆記試験では、野生生物そのものに関する知識を問う問題も、専門科目「計画部門」と「施工部門」のなかで出題されます。

③ 各授業のシラバス

②の「試験科目に対応する授業の一覧表[書式2]」に挙げた各授業の、シラバスをご用意ください。当協会が定めた書式はありませんので、既存のもので構いません。

ただし、シラバスには最低限、授業の名称、講師名、開講年次(実施期間)、講義の概要(到達目標など)、15回分の授業計画、テキスト・参考文献、成績の評価方法が明記されている必要があります。

なお、「②試験科目に対応する授業の一覧表[書式2]」に挙げた授業の分のシラバスだけをお送りいただければよく、挙げられていない授業のシラバスや、シラバス集1冊まるごとをお送りいただく必要はありません。

④ 試験科目『環境関連法』で取り扱われる法律と授業の対応表 [書式3]

試験科目『環境関連法』で取り扱われることの多い法律や条約が、どの授業でカバーされているか、確認するための書類です。「取り扱う授業」の欄を埋めてください。必ずしも全ての欄が埋まる必要はありませんが、概ね8割以上が埋められていることが望まれます。

上にいう「授業でカバーしている」とは、各法制度について、実際のビオトープ事業や環境保護活動で必要とされる最低限の条項や事柄、背景が教えられていること、あるいは学生がそれを勉強するための指導がなされていることを言います。

なお、「④試験科目『環境関連法』で取り扱われる法制度と授業の対応表[書式3]」に記載する授業と、「②試験科目に対応する授業の一覧表[書式2]」の環境関連法の欄に記載する授業は、漏れの無いよう一致させてください。

※これに挙げられている法律や条約はあくまで例であり、ビオトープ管理士として必要とされるものの全てではありません。

書類の送付先



公益財団法人

日本生態系協会 ビオトープ管理士係

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル
tel. 03-5954-7106

係との事前調整

認定申請は随時受け付けていますが、認定申請についてお考えの際には、まずはピオトープ管理士係までご一報ください。正式な認定審査を行う前段階として、審査に耐えうると判断される程度になるまで、係との間で内容を詰めさせていただきます。

せっかくの申請であっても、そのままのかたちで認定されるケースはむしろごく希であり、たいいていの場合には修正が求められる(あるいは認定されない)ためです。

事前調整に要する期間はケースによりまちまちですが、申請内容や互いのスケジュールなど諸事情により、一般的には早くとも3か月程度はかかるとお考えいただくのが無難です。

なお、事前調整にあたり、4種類の「認定申請に必要な書類」を1セット、公印を押さないかたちでご郵送いただけます。

※事前調整について、手数料等はいただいません。

認定審査

事前調整ののち、正式な認定審査を行います。ここで認定するか否かの結果が出されますが、追加資料の提出や再調整を求められることがあります。

認定された場合は学校あてに書面で通知を行うとともに、「試験科目に対応する授業の一覧表」と、本制度を適用する場合の受験申込書類のひとつ「履修状況申告書」を、当協会の公式サイトに掲載します。

※審査および認定について、また、認定後においても、手数料等はいただいません。

認定後に関する注意

授業の設立年度に遡って履修を認めます

「試験科目に対応する授業の一覧表」に挙げられた授業の履修については、その授業の設置年度まで遡ることができます。

ただし、授業の名称が同じであっても、授業内容や担当教員に変更があった場合には、その変わり目までが認められます。

変更がある場合にはお知らせください

改組や学校名・学部・学科名の変更、シラバスの内容など、認定当時の申請内容に何らかの変更が生じた場合は、その都度必ず、早めにお知らせください。

当事務局では、本制度を適用して受験し合格した方について、「試験科目に対応する授業の一覧表」や「履修状況申告書」、学校が発行した授業の履修を証明する書類(履修証明書や成績証明書など)をもとに適用条件の有無を確認します。そのため、学校からの知らせがない場合や知らせが遅くなった場合は、書類と現実とが一致せず、不合格になることがあります。

なお、変更の程度にもよりますが、比較的時間な手続きで済まされることもあれば、認定のための申請を再度いただくこともありますので、予めご了承ください。

※これらについて、手数料等はいただいません。

広報等について

認定後は、『ピオトープ管理士資格試験 一部免除認定校』である旨を、学生や一般に対して広報してください。当協会発行の掲示物や配布物が必要な場合には、担当までご連絡いただければ、無償で提供いたします。また、申請中である場合は、その旨をパンフレット等に記載していただいても構いません。

【注意】 「ピオトープ管理士」は(公財)日本生態系協会の登録商標です。ピオトープ管理士資格試験についてや、貴校が一部免除認定校であること、または一部免除認定校となるために申請中であることを学生や一般に対し広報する場合に限り、「ピオトープ管理士」の名称を使用することが認められます。

ビオトープ管理士資格試験 一部免除認定校 認定申請書

| |
|---|
| <p>1. 一部免除の認定を受けたい部門</p> <p><input type="checkbox"/> 計画部門(2級ビオトープ計画管理士)</p> <p><input type="checkbox"/> 施工部門(2級ビオトープ施工管理士)</p> |
| <p>2. 一部免除の認定を受けたい学校・学部・学科名</p> |
| <p>3. 所在地 等</p> <p>住所 〒 _____</p> <p>_____</p> <p>TEL _____ - _____ - _____ FAX _____ - _____ - _____</p> |
| <p>4. 担当者および連絡先 (名刺の貼付で結構です)</p> <p>氏名 _____ 様 所属・役職等: _____</p> <p>住所 〒 _____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: right;">▲当方から書類を送付する際の宛先をお書きください。</p> <p>TEL _____ - _____ - _____ FAX _____ - _____ - _____</p> <p>e-mail _____ @ _____</p> |
| <p>5. 添付書類の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 試験科目に対応する授業の一覧表 [書式2]</p> <p><input type="checkbox"/> 各授業のシラバス</p> <p><input type="checkbox"/> 試験科目『環境関連法』で取り扱われる法律と授業の対応表 [書式3]</p> |
| <p>6. 申請年月日、申請責任者の氏名・印</p> <p style="text-align: center;">以上のとおり、ビオトープ管理士資格試験における一部免除認定校の認定申請をいたします。</p> <p style="text-align: right;">申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: right;">学校名 _____</p> <p style="text-align: right;">代表名 _____</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> |

試験科目に対応する授業の一覧表

| |
|---|
| 一部免除の認定を受けたい学校・学部・学科名 |
| URL _____ |
| ↑ 協会の公式サイトにこの表を掲示する際、URLを記す場合は、それを記入してください。 |

| ビオトープ管理士資格試験 試験科目 | ビオトープ管理士資格試験の試験科目をカバーする学校の授業 | |
|---------------------------|------------------------------|---------|
| | 授業の名称 | 授業の開設年度 |
| 2級ビオトープ管理士 共通科目 生態学 | | |
| 2級ビオトープ管理士 共通科目 ビオトープ論 | | |
| 2級ビオトープ管理士 共通科目 環境関連法 | | |
| 2級ビオトープ計画管理士 専門科目 計画部門 | | |
| 2級ビオトープ施工管理士 専門科目 施工部門 | | |

試験科目『環境関連法』で取り扱われる法律と授業の対応表

| 一部免除の認定を受けたい学校・学部・学科名 | |
|--|----------|
| | |
| 試験科目『環境関連法』で取り扱われる法律・条約の例 | 左を取り扱う授業 |
| 環境基本法 | |
| 生物多様性基本法 | |
| 自然環境保全法 | |
| 自然公園法 | |
| 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 | |
| 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 | |
| 文化財保護法 | |
| 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 | |
| 環境影響評価法 | |
| 自然再生推進法 | |
| 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律 | |
| 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 | |
| 都市緑地法 | |
| 都市公園法 | |
| 河川法 | |
| 湖沼水質保全特別措置法 | |
| 水質汚濁防止法 | |
| 森林・林業基本法 | |
| 森林法 | |
| 国有林野の管理経営に関する法律 | |
| 食料・農業・農村基本法 | |
| 土地改良法 | |
| 水産基本法 | |
| 水産資源保護法 | |
| 海洋基本法 | |
| 公有水面埋立法 | |
| 海岸法 | |
| 港湾法 | |
| 循環型社会形成推進基本法 | |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | |
| 生物の多様性に関する条約（生物多様性条約） | |
| 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約） | |
| 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約） | |
| 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約） | |
| 気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約） | |

貴校も試験会場に。

—以下の制度をご活用ください

キャンパス受験

受験者が15名以上集まるなどいくつかの条件を満たし、所定の手続きを経れば、当該校の学生・卒業生に限り、普段通っている校舎で受験することができます。

対象は、貴校の学生と卒業生です

貴校で受験できるのは、貴校に通う学生と卒業生に限ります。学校独自の生涯学習講座の聴講生や定時制、通信制などの学生も、もちろんOKです。

2級の受験ができるようになります

2級ビオトップ計画管理士と、2級ビオトップ施工管理士を、受験できるようになります。通常受験のほか、『他部門受験』や『一部免除認定校の学生・卒業生の受験』など、試験の一部を免除する制度を適用した受験も可能です。

サテライト会場

『サテライト会場』は、当協会の設置する正規の試験会場のほかにみなさまからの申請により開設できる、自主運営の会場です。

『キャンパス受験』を合同で…

条件に合わず『キャンパス受験』を実施できない学校も、いくつかの学校が集まって『サテライト会場』を設けることができます。また、学校だけではなく、地域の企業・団体などとの共同申請でも構いません。

地域の方々も受入可能です

なおかつ、『キャンパス受験』からさらに発展、在校生や卒業生以外、たとえば、先生や地域の方々などの受験も受け入れられるようになります(ただし、2級の受験に限ります)。

詳細は、それぞれ「申請の手引き」をご覧ください。
(当協会の公式サイトにてダウンロード)
また、受験申込に先んじて、ともに申請が必要です。

9月21日 締切

筆記試験会場

会場に関する詳細は、9/21(火)付でお送りする『受験票』および公式サイトでご案内します。

このほか、申請により設けられる自主運営の『サテライト会場』や、学生が学校で受験できる『キャンパス受験』については、公式サイトをご覧ください





「ビオトープ管理士®」は、(公財)日本生態系協会の登録商標です。

「ビオトープ管理士®資格試験」「ビオトープ管理士®セミナー」は、環境教育等促進法に基づき、それぞれ環境教育の人材認定事業、人材育成事業に登録されています。詳しくは環境省「環境教育の人材育成・人材認定等事業データベース」のサイトをご覧ください。

(公財)日本生態系協会は、自然と伝統が共存し美しく持続するまちづくり・くりに向けた提案を行うシンクタンクです。1992年の設立以前よりアメリカと欧州(ドイツ)に事務所を置き、世界各国の行政やNGOと連携を図っています。

政策提案

美しい日本をつくるための政策の提案
自然や伝統文化など各地の魅力を活かした地域の計画づくりの提案

普及・啓発

ビオトープ事業を担う最先端の技術者「ビオトープ管理士」の認証
幼稚園教諭や保育士などを主対象とする「こども環境管理士」の認証
生物多様性の保全・回復を定量的に評価する「JHEP」認証シリーズ
「全国学校・園庭ビオトープコンクール」を通じた先進事例の発信
自然とのふれあいを大切にする園づくりツアー(濠・独)の実施
指導者の教育やカリキュラムの開発

調査・研究

生物の多様性に関する調査・研究
多様な自然の生態系を再生する手法に関する調査・研究

ナショナル・トラスト・墓地

自然を守るために土地を取得するナショナル・トラスト活動
自然の保全と再生を目的とした墓地の運営 … など



〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル
tel.03-5954-7106 fax.03-5951-0246
受付時間 月-金曜日 9:00~18:00 土曜日 9:00~15:00
「ビオトープ管理士」で検索! <http://www.biotop-kanrishi.org>

